

「現代中国のリベラル思潮をめぐる歴史的考察」へ向けて

水羽 信男

1. 問題の所在

今日の中国の思想的・政治的な状況を理解するためには、石井知章編『現代中国のリベラリズム思潮：1920年代から2015年まで』（藤原書店、2015年）や、石井知章・緒形康編『中国リベラリズムの政治空間』（勉誠出版、2015年）が有益である¹。そこではNGOや人権派弁護士、さらには下層の民衆が、さまざまな形態の運動を展開して、権利擁護を求める動きが地道に進められていることが紹介されている。

さらに毛里和子ほか編『陳情：中国社会の底辺から』（東方書店、2012年）や、鈴木隆ほか編『転換期中国の政治と社会集団』（国際書院、2013年）、あるいは西本紫乃「中国における民間の公益活動とメディア：ソーシャル・メディアと社会関係資本に関する広東省の事例」（『中国研究月報』67巻3巻、2013年）も、現代中国の民間団体の民主化活動について、興味深い事実を紹介している。

だが、石井らの論集は汪暉ら「新左派」と呼ばれる政治グループや、蕭功秦などに代表される新権威主義者が共産党政権との妥協・癒着を深めていることも指摘している。周知のように民主化を求める人々に対する権力の弾圧・懐柔は想像を絶しており、凄惨な事例も後を絶たない²。他方、民間団体にもさまざまな限界や問題があり、その個別的利害に基づく行動が、どこまで普遍的な広がりを持ち、「個の尊厳」を根底におくリベラルな諸価値を中国に定着させることができるのか、日本の場合と同様に予断を許さないものがある。

こうした中国大陸の状況に対して、米国などでは20世紀の末から反体制派が形成されている。その代表的存在としては、宗教団体＝法輪功やメディ

ア『大紀元』、あるいは亡命者の政治組織＝「中国民主陣線」などが挙げられる。さらに習近平政権のもとでは、従来のリベラル派の国外脱出も進み、体制内雑誌といわれた『中国改革』の社長・李偉東さえ、今日では米国を中心として活動せざるを得ず、今や彼も中国のラディカルなリベラル派のスローガンは「改革はすでに死んだ。近づいているのは革命だ」と言わざるをえない現実がある³。

しかし中国民主化への具体的な方策の一つとして、体制内改革派と民間の民主派との連携を模索する人々もいる。例えば、かつては政府系のシンクタンク・中国社会科学院のスタッフでありながら、今日では李偉東と同様に、米国に活動拠点を移している張博樹は、国内の民主派への不信感を示しつつも、次のように「上から」の民主化の展望について語っている⁴。

[20 世紀の終りに韓国や台湾など独裁国家が、上からの民主化を進めたのは (以下 [] 内は筆者の注記)] 執政党がみずからおこなう「自己を革命」する政治革命の比較的に現実的な選択である。当然、この戦略の前提は、第一に執政党内にすでに主要な勢力としての改革勢力が存在していること、第二に民間の反対勢力が政権に対してすでに十分な圧力となっており、この手法を通じて体制内の改革派と呼応できる体制が整っていることである。

張博樹がいうように、中国の民主化を平和裏に実現するうえで、重要な役割を果たすのは共産党内部の改革派だが、近年ではメディアでも学界でも彼らに対する関心は極めて薄くなっている。習近平政権の反民主的な姿勢を暴くことが、あたかも当面の第一の課題となっているかのようである。たしかにそれが今日の中国の現実であり、上からの民主化を語ることは、ありもしない期待を民衆に抱かせることであり、民主化闘争に水を差すことなのかも知れない。

だが筆者はまず政治的な議論ではなく、中国リベラリズム史を歴史的に考察するという立場から、今日の共産党内の改革派についても関心を寄せたいと考えている。というのも、政党国家体制を築くことを通じて国民国家の

成立を目指すことが、中国近現代史を貫く変革コースだったのだが、それとは異なる「もう一つの可能性」として、これまで筆者は中国のリベラリズム思潮を位置づけ、1920年代をその歴史的起点として考察してきたからである。こうした問題関心からすれば、現代中国における知識人層の思想状況や民間における実践だけでなく、共産党内部の政治思想の動向についても、関心を向けざるを得ない⁵。

さらにいえば、筆者は1940年代に一つの到達点を示した中国リベラリズムは大陸でも台湾でも1950年代に伏流したが、1980年代から曲折を経ながらも、台湾だけでなく大陸でも再び湧水しつつあるのではないかと、この見通しを持っている。そこで本稿では俞可平という人物の思想を取り上げる。当初は、許紀霖の議論などを参考に分析を深めようと考えたが、十分に議論を展開できなかった⁶。研究ノートとした所以である。

2. 俞可平の民主化構想

(1) 俞可平のプロフィール

俞可平は10年前の閻健編『民主是個好東西：俞可平訪談録』（社会科学文献出版社、2006年）などによって、当時の中国共産党総書記・胡錦濤のプレーンとして日本でも着目された。そして、彼の議論をまとめた末浪靖司ほか訳『中国は民主主義に向かう：共産党幹部学者の提言』（かもがわ出版、2009年）は、天児慧によって好意的に紹介されている（『朝日新聞』2009年5月24日）。また同年の「第9回朝日アジアフェロー・フォーラム」では、俞可平の基調報告とそれに基づく討論が行なわれるなど⁷、当時は相応の関心が払われていた。

俞可平は1957年に生まれ、プロレタリア文化大革命後に大学入試が解禁された最初の世代（77・78世代）の北京大学政治学博士である。彼は2001年から中国共産党のシンクタンクといわれる中共中央編訳局の副局長を勤め、2015年11月に北京大学へ異動している。ネット上での意見表明も多い。特に、俞可平の評論を多数掲載してきている「財新メディア」については、日経新聞が次のように論評している⁸。

2009年1月、数々のスクープ報道で名を馳せた経済誌「財經」の中心メンバーが独立して発足。週刊誌の「新世紀」、月刊誌の「中国改革」、ウェブサイトの「財新網」の3媒体を中核に、独自の取材と分析に基づく質の高い情報を発信している。中国政府の政策の矛盾を鋭く指摘するなど、政府系メディアとは一線を画す“硬派”の報道で、新興メディアながら既に高い評価を集めている。

(2) 「法治」と「善治」

習近平政権下でも今日「法治」が声高に叫ばれている。しかし角崎信也が指摘するように、**rule of law** と **rule by law** とは区別して考えなければならない⁹。前者は統治の **legitimacy**=正統性を問い、後者は **legality**=合法性のみを問題とするからである。つまり「悪法」を強圧的に執行する「法治」(**rule by law**)は、人権を擁護する立憲主義的な法による統治 (**rule of law**)ではない。この点を前提として、俞可平は、次のように指摘している¹⁰。

法律は人民の意思を集中的に体現するものであり、その根本的な機能は人民の主體的な地位を保障することであり、国家の法律は民意を最大限に体現し反映するものでなければならない。

その上で俞可平は「法治は善治の前提であり、法治のないところに善治はなく、国家の統治の現代化もないのである」と指摘して「善治」の実現を政治目標としている。この「善治」について、張継亮は欧米の政治学における **good governance** に関する学説を受け入れたものだとして、次のように述べている¹¹。

「善治」は公共財の供給の高効率化と、市民¹²の広泛な〔社会的・政治的〕参与を意味している。……俞可平は当初から「治理和善治引論」(『馬克思主義与現実』1999年5期)において、「善治」は「公共利益を最大化する社会管理のプロセスである。政府と市民とが協力して公共生活を管理し、政治国家と市民社会とが斬新な関係を持ち、両者が最も良好

な状態であることに、善治の本質的な特性がある」と指摘している。

(3) 「協商」と地方自治

俞可平によれば、「善治」の実現のための方策が、①「協商 [日本語でいう協議] 民主」であり、②地方自治である。前者についての俞可平の議論は以下の通り¹³。

実際には [権力を行使する共産党と、その他の民主党派および非党人士との間の協議と対話を実質とする民主の他に] もう一つの民主がある、すなわち政府と人民大衆との間の協議であり、それは極めて重要である。私は [現行の] 人民協商 [制度] は後者の協議も包括すべきで、それは人民協商の協議の範囲を拡大することでもあり、政府と市民の協議においても重要な作用を果たすべきものだと考えている。

1946年1月に国民党・共産党・中国民主同盟など政治党派と無党派の知識人などが、戦後中国の政治方針を話し合った会議が政治“協商”会議と呼ばれ、中華人民共和国の成立を決議し、今日まで存続している各政治党派や少数民族などの諸グループの代表による諮問機関も、中国人民政治“協商”会議である。俞可平の場合は、現行の中国の政治システムを保持しながらも、その機能を拡張して体制内での民主化を目指しているといえよう¹⁴。

だが米国の Wang らは俞の「善治」の言説が決して民主主義の本質的な要素を含まず、俞が主張する政治改革の最終的な目標は、西洋の社会学者が民主主義と呼ぶものへ中国を変化させることではないという¹⁵。Wang らがシュンペーターに拠りながら、あくまで西洋民主主義とみなすのは、複数政党が選挙により政権獲得を競う、権力の分立をともなった統治である¹⁶。

とはいえ俞可平が「協商」の名のもとに導入しようとしているのは、**deliberative democracy** であり、日本語では「熟議民主主義」とか「討議民主主義」と言われるものである。それは議会制民主主義国家における多数決を絶対視する「集計民主主義」に対する批判を根底におくもので、俞可平らの議論は既存の民主主義の問題点を克服しようとする取り組みともいえる¹⁷。

もう一つの方策である地方自治に関する俞可平の議論は次の通り¹⁸。

我が国の国土は極めて広く、各地の差も大きく、社会経済の発展段階も同じではなく、この差異を十分に尊重し、最大限に地方の自主性を発揮させなければならない。改革と創造は社会の長期にわたる安定の根本的な方法であり、もし最高レベルでの設計を重視するため、地方の自主的な創造を抑制するならば、地方の改革の創造力を著しく弱めることとなり、最終的には社会の秩序ある発展に影響を与えることになる。

とはいえチベットや新疆などの少数民族地域における自治＝連邦制の実施は、中国政府にとって極めて敏感な問題である。連邦制に言及しないということが、改革派の雑誌『炎黄春秋』が政府から発行許可を得るための自己規制の一つであった¹⁹。また俞可平も2012年には台湾問題に関して、「一国両制」とは異なる統合の方策を示唆していたが、今日ではこうした発言は見られなくなった²⁰。その意味で今日の中国では、非漢族居住区や兩岸関係が抱える問題を連邦制的な地方自治の導入によって解決することは、およそ不可能であろう。

とはいえ俞可平の地方自治論とはほぼ同様な見解が、戦後すぐの段階で民主同盟の指導者である沈鈞儒によって示されており²¹、1920年代以後、連邦制を志向する中国知識人の議論には相応の蓄積がある²²。少なくとも実質的に地方の主体性を重視しようとする点において、俞可平の議論は今日において特徴的である。中国の安定にとって、中央・地方関係の調整が必要不可欠であるならば、俞可平の構想を改めて歴史的に再検討することも重要であろう。

(4) リベラリズムをめぐる議論

俞可平は、人権など西洋起源でありながら普遍的な価値を、中国へ導入することの重要性を強調している。こうした彼の立場はすでに1995年に示されているが²³、近年でも俞可平は「社会主義は、人民民主を執行する。人民は国家的な権利を持つ者である。……社会主義は個人の自由と人の主体的な価値を尊び、「自由人の連合体」を建設することを唱道する」と指摘した²⁴。彼

によれば、高度の民主は「個々人の自由を全面的に発展させた」「自由人の連合体」を実現するに至るものである。これが「マルクス主義の最高のテーゼであり、私の最大の理想でもある」²⁵。

さらに俞可平は次のように指摘している²⁶。

民主は人々の基本的人権を保障し、人々に平等の機会を提供し、それ自身が人類の基本的な価値である。…最も良い衣食住と交通手段があっても、民主的な権利がなければ、人類としての人格は完整しない。

日本で研究する俞敏浩は、「俞可平は「西側の価値観を人類の普遍的価値とみなすことに反対だが、同時に人類社会が共通の価値を追い求めていることも認識すべきである」とし、「中国はグローバル価値の構築に能動的に参加すべきだ」と論じている」と指摘し、彼をリベラルな論者と評している²⁷。

先に紹介した Wang さんも、最終的には俞可平はリベラルな志向性を持ち続けていると評価している。その根拠としてあげられているのは、「rule of law、市民社会、人々の市民的・政治的権利の重要性を繰り返して強調している」ことにある²⁸。そして彼らは、俞可平の可能性を次のように評価した²⁹。

民主化はどこからともなく現れることはできず、[中国では] 民主主義の様々な要素を含む準備が、必要な前提条件として残されている。この意味で、俞は将来における可能な民主主義の飛躍的な発展のために、必要で基本的な要素を作り出している。

3. 今後の課題

上述のように俞可平の議論を高く評価する人々もいるが、彼の「善治」に対する批判もある。たとえば周安平は次のように指摘している³⁰。

俞氏の「善治」は英語の good governance に対応しているが、「善治」という漢語に改変した。中国人のもとと脆弱な法治の概念は、俞氏の「善治」ではレベルアップできないだけでなく、かえって弱められる可能性が

ある、と筆者は根拠を持って懸念している。

また俞可平は「いくつかの西洋特有の価値は人類の普遍的な価値だと崇拝されている。たとえば西洋社会は個人の価値を強調する。しかし中国文化は家族と集団を特に重視している」とも指摘している³¹。そのうえで「政治の発展は国家の政治的な伝統文化と切り離すことはできず、民主政治の建設も例外ではない」と言う³²。こうした伝統の内的革新を重視する議論は、費孝通ら欧米留学を経験したリベラル派を含め、近現代の中国知識人の多くに見られた傾向であり、今日では「内発的發展論」と高く評価する立場もある³³。

だが、こうした主張と先の「自由人の連合」とは矛盾しないのだろうか。別言すれば、俞可平たちは個の尊厳を第一とするリベラルな価値を、どこまで徹底して擁護することができるのか、という問いである。少なくとも貧富の格差を是正するための強力な権力の樹立が、個の尊厳を犯すことに道を開くという、前掲、許紀霖「尋求自由与公道的社会秩序」が指摘するジレンマや、前掲、張継亮「重思“善治”：兼評周安平对俞可平笔下“善治”概念的反思」が論じる、市民の政治参加の増大による責任（Accountability）の拡散という問題（85頁）などが、俞可平の議論の場合にも、理論的な検討課題として残されている³⁴。

今後はさらに俞可平の議論を他の共産党内部の改革派の思想と比較し、彼・彼女ら相互の関連性を問う必要がある。さらには現代世界における民主主義思想の再検討にまで、視野を広げることも必要となろう。

(nmizuha@hiroshima-u.ac.jp)

付記：本稿は2016年6月4日に龍谷大学で開催された日本現代中国学会関西部会大会の共通論題「流動化する中国の行方」での報告「リベラル思潮をめぐる歴史学的考察」をもとにしている。そこでの学際的で自由な報告・討論からは大きな刺激を受けたが、本稿の文責は筆者にある。

-
- 1 後者については筆者の書評がある（『現代中国研究』38号、2017年）。
- 2 「中国当局、逮捕の弁護士を虐待か 自宅に戻るも精神病む」2017年1月14日、<http://www.asahi.com/articles/ASK1G66G0K1GUHBI00X.html> 2017/01/16 閲覧。
- 3 李偉東ほか「座談会「中国のリベラリズムから中国政治を展望する」前掲、石井・緒形編『中国リベラリズムの政治空間』所収、6頁。
- 4 張博樹・中村達雄訳「中国新権威主義批判」同上、344頁。
- 5 習近平のブレインの一人といわれる王岐山についての優れた検討に、緒形康「中国政治における支配の正当性をめぐって」（同上）がある。また政治学的な関心からいえば、俞可平の議論を共産党内部での権力闘争のなかで位置づけることも、重要な課題である。こうした分析視角については、高橋伸夫編『現代中国政治研究ハンドブック』（慶應義塾大学出版会、2015年）など優れた研究手引き書が現れている。だが、本稿ではあくまで政治思想史という分析視角に拘って、俞可平の議論を論じる。
- 6 許紀霖「尋求自由与公道的社会秩序」『開放時代』2000年第1期。
- 7 「建国60年中国の民主主義：民主主義は中国国民に幸せをもたらすのが目的」<http://www.asahi.com/international/aan/hatsu/hatsu091016.html> 2016/05/21 閲覧。
- 8 <http://business.nikkeibp.co.jp/article/world/20110114/217941/?rt=nocnt> 2016/05/03 閲覧。とはいえ『中国改革』の社長であった李が渡米したことは先述のとおりであり、中国のメディア状況は極めて流動的である。
- 9 角崎信也「なぜ『法治』か？：中国政治における第18期4中全会の位相」『東亜』578号、2015年、78-79頁。
- 10 俞可平「法治与善治」『西南政法大学学报』18卷1期（2016年）、8頁。
- 11 張継亮「重思“善治”：兼評周安平对俞可平笔下“善治”概念的反思」『天津行政学院学报』2016年第2期、82-83頁。なお張はマーク・ベビア、野田牧人訳『ガバナンスとは何か』NTT出版、2013年などを参照している。
- 12 中国語原文は「公民」であるが、本稿ではすべて「市民」と訳出している。
- 13 俞可平「中国特色協商民主的幾個問題」『学習時報』2013年12月23日、

3 頁。

¹⁴ ただし俞可平は、共産党と民衆との直接的な協議については、触れていない。このことは、かつて共産党が民衆を直接動員することを「大民主」・「大衆路線」と呼び重視してきたことを想起すれば、今後、検討を深めてゆく必要があることは論を待たない。なお、この点は丸田孝志氏のご教示による。

¹⁵ Qinghua Wang and Gang Guo, “Yu Keping and Chinese Intellectual Discourse on Good Governance”, *The China Quarterly*, No. 224 (December 2015), p. 988. (中国語訳：汪慶華・郭鋼、賈亜娟訳「俞可平与中国知識分子的善治話語」『公共管理學報』第 13 卷第 1 号、2016 年)。

¹⁶ シュンペーターの原書は 1942 年に出版された。邦訳に大野一訳『資本主義、社会主義、民主主義』（日経 B P クラシックス、2016 年）などがある。

¹⁷ 熟議民主主義については、田村哲樹『熟議の理由：民主主義の政治理論』勁草書房、2008 年などを参照のこと。

¹⁸ 俞可平「莫怕失去制度自信」『財新網』2016 年 1 月 5 日。http://opinion.caixin.com/2016-01-05/100896025.html 2016/05/22 閲覧。

¹⁹ 及川淳子「雑誌『炎黄春秋』にみる言説空間の政治力学」前掲、石井・緒形編『中国リベラリズムの政治空間』所収。周知のように本誌をめぐっても改革派メディアと習近平政権との緊張関係が存在している。http://mainichi.jp/articles/20160722/k00/00e/030/142000c 2017/01/20 閲覧。

²⁰ この点を台湾メディアは批判している（「俞可平低調訪台湾：善治は陸重要議題」聯合新聞網 2016 年 3 月 25 日、http://udn.com/news/story/9263/1586582 2016/05/22 閲覧）。

²¹ この点については水羽「1930～40 年代中国のリベラリズム：愛国と民主のはざまで」（前掲、石井編『現代中国のリベラリズム思潮』所収）を参照されたい。

²² 劉迪『近代中国における連邦主義思想』成文堂、2009 年など。

²³ 俞可平「“西化”与“中化”之弁：評 30 年代前後關於中国現代化模式的兩種觀點」『經濟社会体制比較』1995 年 1 期、26 頁。

²⁴ 俞可平「官本主義は現実、民本主義は理想」『財新網』2016 年 2 月 19 日。http://opinion.caixin.com/2016-02-19/100910463.html 2016/05/22 閲覧。

- ²⁵ 前掲、俞可平「莫怕失去制度自信」。
- ²⁶ 俞可平「關於“民主是個好東西”的弁証」『北京日報』2006年10月23日。
- ²⁷ 俞敏浩「中国における全球治理論に対する一考察：シンクタンクの議論を中心に」『NUCB〔名古屋商科大学〕 journal of economics and information science』60-1、2015年、274、276頁。
- ²⁸ Ibid., p. 988.
- ²⁹ Ibid., p. 1002.
- ³⁰ 周安平「“善治”是個什麼概念：与俞可平先生商榷」『浙江社会科学』2015年9期、38頁。
- ³¹ 前掲、俞「莫怕失去制度自信」。
- ³² 前掲、俞「中国特色協商民主的幾個問題」、1頁。
- ³³ 鶴見和子「内発的発展論の原型：費孝通と柳田国男の比較」宇野重昭・朱通華編『農村地域の近代化と内発的発展論：日中「小城镇」共同研究』国際書院、1991年。
- ³⁴ こうした問題への関心は、梶谷懐「「民意」のゆくえと政府のアカウントビリティ：東アジアの現状より」（前掲、石井・緒形編『中国リベラリズムの政治空間』所収）にも共有されている。